

平 成 2 8 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 28 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 28 年 3 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分

1. 場 所 箕面市立市民会館 2 階大会議室 2

1. 出席委員	委 員 長	山 元 行 博 君
	委 員 長 職 務 代 理 者	中 享 子 君
	委 員	丹 澤 直 己 君
	委 員	大 橋 亜由美 君
	委 員 (教 育 長)	具 田 利 男 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長	大 橋 修 二 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	樋 口 弘 造 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	木 村 均 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	浜 田 徳 美 君
子ども未来創造局副部長 兼 担 当 副 部 長	小 西 敏 広 君
子ども未来創造局担当副部長 兼 教 育 セ ン タ ー 所 長	岡 裕 美 君
子ども未来創造局副理事	半 沢 芳 寛 君
学 校 教 育 室 長	石 橋 充 久 君
子ども未来創造局副理事 兼 早 期 療 育 室 長	稲 野 文 雄 君
子ども未来創造局副理事	斉 藤 堅 造 君
教 育 政 策 室 長	村 田 麻 子 君
教育政策室担当室長	野 津 麻 衣 君
教 職 員 人 事 室 長	巢 組 悦 子 君
人 権 施 策 課 長	柴 田 大 君

人権施策課男女協働・
家庭支援室長
学校教育室担当室長
学校生活支援課長
兼広域学校生活支援課長
子育て支援課長
兼広域子育て支援課長
子育て支援課幼児教育保育室長
兼広域幼児育成課長
文化国際室長
生涯学習・市民活動室長
中央図書館長

江口寛君
高岡真仁君
坪田忠宏君
西尾直人君
今中美穂君
前田一成君
小林和幸君
大迫美恵子君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

松野真里君
巢組裕子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 3 箕面市立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市助産の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市子育て短期支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市赤ちゃんの駅整備事業実施要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 12 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 13 箕面市保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 14 箕面市病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市サル餌やり禁止条例施行規則改正の件
- 日程第 16 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 17 箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則改正の件
- 日程第 18 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 19 箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱制定の件
- 日程第 20 箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱制定の件
- 日程第 21 箕面市情報開示審査会に対する諮問に係る答申の件
- 日程第 22 箕面市立学校の敷地変更の件
- 日程第 23 平成28年度（2016年度）箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 24 平成28年度（2016年度）箕面市立保育所嘱託医委嘱の件
- 日程第 25 平成28年度（2016年度）箕面市病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 26 平成28年度（2016年度）箕面市早期療育内科医委嘱の件
- 日程第 27 平成28年度（2016年度）箕面市総合保健福祉センター言語指導員委嘱の件
- 日程第 28 箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件
- 日程第 29 箕面市教育委員会所管に係る平成27年度箕面市一般会計補正予算（第6号）の件

- 日程第 30 箕面市教育委員会所管に係る平成27年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件
- 日程第 31 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 32 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 33 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 34 教育長報告

（午後1時30分開会）

- 委員長（山元行博君）：ただ今から、平成28年第3回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

（事務局報告）

- 委員長（山元行博君）：ただ今の報告とおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立いたしました。
- 委員長（山元行博君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において具田委員を指定いたします。
- 委員長（山元行博君）：では次に、日程第2、報告第7号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。
- 子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、国家戦略特別区域限定保育士制度の導入並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する必要性が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 委員長（山元行博君）：それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので報告第7号を採決いたします。本件を報告とおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告とおり承認されました。
- 委員長（山元行博君）：次に、日程第3、議案第2号「箕面市立の学校医、

学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則改正の件」、日程第４、議案第３号「箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」、日程第５、議案第４号「箕面市助産の実施に関する要綱改正の件」、日程第６、議案第５号「箕面市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱改正の件」、日程第７、議案第６号「箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件」、日程第８、議案第７号「箕面市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件」、日程第９、議案第８号「箕面市子育て短期支援事業実施要綱改正の件」、日程第１０、議案第９号「箕面市赤ちゃんの駅整備事業実施要綱改正の件」、日程第１１、議案第１０号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」、日程第１２、議案第１１号「箕面市保育料に関する規則改正の件」、日程第１３、議案第１２号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、日程第１４、議案第１３号「箕面市病後児保育実施要綱改正の件」及び日程第１５、議案第１４号「箕面市サル餌やり禁止条例施行規則改正の件」は、関連案件のため一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：議案第２号「箕面市立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則改正の件」から議案第１４号「箕面市サル餌やり禁止条例施行規則改正の件」までにつきましては、いずれも平成２６年に全部改正されました行政不服審査法の施行に伴い、関係規定を整備し、様式を改めるため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号及び議案第１４号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第１６、議案第１５号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長：本件は、平成２８年４月において学童保育の待機児童を発生させないため、箕面小学校、止々呂美小学校、萱野小学校、西南小学校、彩都の丘小学校の各学童保育所を増築し、定員を拡大するた

めに規則改正するものです。併せまして、平成２６年に全部改正されました行政不服審査法の施行に伴い、様式を改めるため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第１５号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に日程第１７、議案第１６号「箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則改正の件」及び日程第１８、議案第１７号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、平成２６年に全部改正された行政不服審査法の施行に伴う関係規定の整備及び国の就園奨励費補助金制度の改正に伴う様式の改正、箕面市立ひがし幼稚園の民営化による廃止により、規則改正を行うものです。議案第１６号、議案第１７号の共通事項としましては、行政不服審査法の施行に伴い様式を改めるものです。加えまして、議案第１６号につきましては、国の多子世帯及びひとり親世帯が対象である、負担軽減を目的とした補助金交付額の改正に伴い、様式中に必要となる項目を追加するものです。また、議案第１７号につきましては、箕面市立ひがし幼稚園の民営化による廃園に伴い、同幼稚園に係る事項を削除するため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第１６号及び議案第１７号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 日程第１９、議案第１８号「箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱制定の件」及び日程第２０、議案第１９号「箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱制定の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長：まず、議案第18号は、こども会への補助金を交付金に変更し、書類作成に係る役員の負担を軽減するため、箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱を定める必要があるため、提案するものです。次に、議案第19号は、現在既に交付金ではありますが、申請書類等は補助金と同様の方法により行っております。今般、書類作成の負担軽減を図るため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第18号及び議案第19号を採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第21、議案第20号「箕面市情報開示審査会に対する諮問に係る答申の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長：本件は、本市教育委員会が行政文書の開示請求を受け、一部を行政文書不存在による非開示、その他の部分を非開示とする処分を行ったところ、請求人から異議申立てが提出されたことから、平成27年第8回定例会において、箕面市情報開示審査会会長あて諮問したところ、平成28年2月12日付けをもって、同審査会会長から本件に係る答申を受けましたので報告するとともに、この決定について協議するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（中享子君）：今一度確認ですが、請求人からどのような異議申立てがあったのでしょうか。

○子ども未来創造局学校教育室長：採択事務日程、選定委員会委員名簿、選定委員会での配付資料、選定委員会会議録については、箕面市立学校用教科用図書選定委員会運営要綱において、「教科用図書選定事務の公平を期するため、採択事務終了まで、選定委員会の調査・研究に関する事項は非公開とする」と定めており、箕面市情報公開条例第7条第4項に該当するとして、行政文書非開示決定を行いました。これに対し、平成27年7月15日、請求人から処分を不服として、処分の取消しと当該文書の全部開示を求める旨の異議申立てがなされたものです。

○委員（中享子君）：請求人が異議申立てを行った理由は、どのようなもので

すか。

○子ども未来創造局学校教育室長：「本件非開示文書は、それらを採択前に公開することにより、採択事務の公正性や率直な意見交換もしくは意思決定の中立性の遂行が阻害される具体的危険性が明白に存在するとはいえず、また、箕面市における他の各種委員会では委員名が公表されているが、これら委員会が委員名の公表によって審議が阻害される事象は発生しておらず、採択事務日程についても、これが公開されることにより、審議にいかなる不都合が生じるかということが、明白に示されていないことから本件非開示文書は条例第7条第4号に該当しない」というものです。

○委員（中享子君）：請求人の異議申立てに対して、本市教育委員会が行った弁明は、どのようなものですか。

○子ども未来創造局学校教育室長：選定委員名簿を公開すれば、教科書発行者の選定委員個人への宣伝や採択への働きかけが過剰になることは必至で、異議申立人の言う「阻害事象が明らかに発生する蓋然性」にあたります。また、会議の開催日の公開も、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、公正かつ適正な事務の遂行を阻害するおそれがあります。文部科学省からの通知の「静ひつな採択環境」を妨げるおそれがあることから、箕面市立学校用教科用図書選定委員会においては調査・研究に関する事項は非公開となっており、選定委員会での配付資料及び選定委員会会議録についても、採択事務終了までこれらを非開示としたというものです。

○委員（丹澤直己君）：本市教育委員会が行った弁明に対し、当該申立人は、どのような主張を行ったのでしょうか。

○子ども未来創造局学校教育室長：文部科学省からの通知の「外部からの働きかけ」に対しては、別途、該当する法律の適用なり適切な方策をもって、当該違法行為を排除するべく対応することによって解決されるべきであり、調査委員会報告書、選定委員会答申、教育委員会の学習会の協議録もしくは協議内容を示す書類についても、提出された時点でその内容は確定されており、その公開によって、意思決定の中立性が不当に損なわれる具体的なおそれもないことから、異議申立人は、本件請求の全項目について採択前の公開を求めるものであるが、とりあえず調査委員会報告書、選定委員会答申が各々提出された時点で、調査委員会報告書、選定委員名簿、選定委員会配付資料、選定委員会会議録及び答申内容の開示が速やかに行われるよう要請し、この方式を次回の教科書採択業務より採用することを求めています。

○委員（丹澤直己君）：審査会の結論はどのようなものですか。

○子ども未来創造局学校教育室長：選定委員名簿については、選定委員名簿を採択前に開示すれば、選定委員の自宅を訪問するなど外部からの働きかけが更に過剰となる事態は想定でき、特定の教科書の採択・不採択を要望する者が、

直接、箕面市教育委員会事務局を訪問し、採択事務を担当する指導主事に働きかけを行った事実があること、実施機関において、教科書発行者の校内への立入を禁ずる等具体的な措置を講じなければならない事態が現に生じていることからすると、開示することによる支障の程度が大きいため、条例第7条第4号に該当すると判断されること、選定委員会会議録については、選定委員会で行われた調査・研究を記録したものであり、議題のみならず、選定委員会の委員長及び副委員長の名前など選定委員会で審議された内容や決定事項に及んでいることから、公正かつ適正な採択を確保する範囲において、選定委員会運営要綱第6条に規定する「非公開」は妥当な規定であり、さらに、選定委員会会議録が作成された時点では、教科書採択が終了しておらず、選定委員会は教科書採択に至る審議段階の会議であることから、条例第7条第4号に該当すると判断されること、その他の文書については、非開示とすることの合理性は認められないことから、条例第7条第4号に該当しないと判断され、箕面市教育委員会が異議申立人に対して行った行政文書非公開決定のうち、採択事務日程、選定委員名簿を除く選定委員会での配付資料については開示すべきであるが、選定委員名簿、選定委員会会議録に係る非開示決定処分は妥当とするものであります。

○委員（丹澤直己君）： 次回の採択時の対応は、どのように考えておられますか。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本答申を受け、実施機関としては、審査会の答申を尊重し、当該答申と同じ判断を行いたいと考えております。なお、これらの文書につきましては、採択決定の平成27年8月10日に行政資料コーナーに設置し、既に公開しております。

○委員長（山元行博君）： 他にご意見、ご質問はございませんか。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第20号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に日程第22、議案第21号「箕面市立学校の敷地変更の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、箕面市立第二中学校のグラウンド敷地の一部について、通学路安全対策工事No.2（市道第二中学校線交差点改良）により公衆用道路に変更することとし、当該敷地について、教育財産の用途を廃止するとともに、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき、箕面市

長に引き継ぐため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第21号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第23、議案第22号「平成28年度（2016年度）箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室担当室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室担当室長：本件は、箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成28年3月31日をもって満了することに伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、幼稚園及び小・中学校の学校医61名、学校歯科医44名、学校薬剤師12名を委嘱するため提案するものであります。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第24、議案第23号「平成28年度（2016年度）箕面市立保育所嘱託医委嘱の件」及び日程第25、議案第24号「平成28年度（2016年度）箕面市病後児保育相談医委嘱の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：議案第23号は、箕面市立保育所嘱託医の任期満了に伴い、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項の規定により、新たな箕面市立保育所嘱託医を委嘱する必要が生じたため提案するものです。次に、議案第24号は、箕面市病後児保育相談医の任期満了に伴い、箕面市病後児保育実施要綱第10条の規定により、新たな箕面市病後児保育相談医を委嘱する必要が生じたため提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第23号及び議案第24号

を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第26、議案第25号「平成28年度（2016年度）箕面市早期療育内科医委嘱の件」及び日程第27、議案第26号「平成28年度（2016年度）箕面市総合保健福祉センター言語指導員委嘱の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局早期療育室長に求めます。

○子ども未来創造局早期療育室長：議案第25号は、箕面市早期療育内科医の任期満了に伴い、大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定により、新たな箕面市早期療育内科医を委嘱する必要性が生じたため、提案するものです。続きまして議案第26号は、箕面市総合保健福祉センター言語指導員の任期満了に伴い、箕面市難聴児教室実施要綱第3条第1項の規定により、新たな箕面市総合保健福祉センター言語指導員を委嘱する必要性が生じたため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第25号及び議案第26号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第28、報告第8号「箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市教育委員会事務局職員の非違行為に対する処分を厳正に行うため、箕面市職員分限懲戒審査委員会規程第1条に規定する箕面市職員分限懲戒審査委員会に対し諮問を行う必要性が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1条の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するも

のです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第8号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第29、報告第9号「箕面市教育委員会所管に係る平成27年度箕面市一般会計補正予算（第6号）の件」及び日程第30、報告第10号「箕面市教育委員会所管に係る平成27年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件」は関連案件ですので、一括して審議することにしてよろしいか。

（“異議なし”の声）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、平成27年度当初予算編成以降の事務の変更に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成27年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第9号及び第10号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第31、議案第27号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行うため提案するものです。かねてから病気療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い、平成28年3月16日付けで分限休職の発令を行うものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第２７号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第３２、報告第１１号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題いたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事異動等に伴い発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３項第１条の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第１１号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第３３、報告第１２号「箕面市教育委員会会議録承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る２月１５日に開催されました平成２８年第２回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第４条の規定により提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第１２号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：日程第３４「教育長報告」を議題といたします。教育長に説明を求めます。

○教育長（具田利男君）：まず教育委員さんの活動についてご説明します。2月19日に平成27年度ブロック別教育委員・教育長研修会が池田市で行われました。基調講演では、京都産業大学教授西川信廣先生から、小中一貫教育、コミュニティスクールについて、素晴らしいお話を聞かせていただきました。20日に青少年健全育成市民大会が行われました。青少年健全育成推進功績功労者表彰では、「もみじ顕彰」「ささゆり褒賞」の表彰をいたしました。次は私の活動について報告します。2月1日に行われました大阪府適正就学委員会では、私が審議会の委員を務めています。委員会発足時は、主に越境通学について審議していましたが、現在の審議内容は不登校についてが主なテーマとなっています。以前とは内容が変わりましたが、課題としては現在もあるので、課題について議論しています。大阪府豊能地区教職員人事協議会では、1年先の平成29年度（2017年度）教員採用に向けて、平成28年4月から募集を始めますので、このことについて議論しました。また、各学校長の評価育成システム目標達成面談を、2月12日、17日、19日、23日の4日間にかけて、一人30分ずつ実施しました。また、2月22日より平成28年第1回箕面市議会定例会が、3月8日に文教常任委員会が行われました。内容は、貧困の連鎖を断ち切ることについての提案や、英語教育でALTをこれまでの1.5倍、33名に拡大することについて、議論を行いました。また、スポーツの分野では、箕面市体育連盟と文教常任委員会議員さんが議論されたことを受けて、ご意見を頂きました。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、次に4月以降の委員長職務代理者について、協議したいと思います。委員長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定に基づく旧法12条第4項の規定により、委員会が指定することとなっております。つきましては本日欠席されていますが、高野委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：ご異議ありませんので、委員長職務代理者には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定に基づく旧法第12条第4項の規定により、高野委員にお願いいたします。

○委員長（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがでしょうか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので本日の会議は、全て終了し、付議

された案件、議案26件、報告6件は、すべて議了いたしました。

○委員長（山元行博君）： これをもちまして、平成28年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時21分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元行博

委員

具田利男